

資料1

箕面市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定

業務委託仕様書

1 業務の目的

本市は、本市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減目標や取組を定めるため、箕面市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を令和5年11月に策定したところであるが、ゼロカーボンシティを宣言した近隣市町と足並みを揃え、2050年カーボンニュートラル実現に向け、区域として計画を立て取り組むことが喫緊の課題である。

そのため、2050年を見据えて、区域における再生可能エネルギーポテンシャル及び将来のエネルギー消費量を踏まえた導入目標や、目標の実現に向けた具体的施策等を検討し、箕面市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(以下、「区域施策編」)を作成することを目的とする。

さらに、再生可能エネルギーの導入を手段とし、本市が抱える地域課題の解決を図り、脱炭素と地域基盤の強化を同時に実現することを目的とする。

2 前提条件

- (1)本仕様書は、総合評価落札方式による一般競争入札を実施するにあたり、市として最低限の事項を示すものである。提案の受付にあたり、要求事項に対する手法や本仕様書に記載していない独自の提案、計画の実現可能性を高めるための具体的な提案がされることを期待する。本仕様書は、委託候補者決定後、候補者の企画提案内容に応じて変更する場合がある。
- (2)本業務は、環境省令和6年度(補正予算)及び令和7年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」のうち「地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援事業(第1号事業)」を活用して実施する予定であるが、不採択の場合には本事業の手続きを停止することがある。

3 業務の基本方針

- (1)2050年カーボンニュートラル相当の実現を目標とする。
- (2)中間目標として、2030年度までに2013年度比で46%以上のCO₂削減の目標を設定する。
- (3)脱炭素を通じて地域課題の解決に資する施策を設定する。

4 業務の概要

(1)業務委託名 箕面市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定業務

(2)履行期間 契約締結日から令和8年(2026 年)1 月19日(月)

5 業務内容

(1)地域の自然的・経済的・社会的条件、再生可能エネルギー賦存量等の情報収集

ア 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル調査

- 関連計画や統計情報を基に、基本情報を収集・整理する。
- 再生可能エネルギーを太陽光、バイオマス、水力・小水力、風力、地熱、地中熱、廃棄物、その他に分類し、既存の導入量・賦存量を整理する。
- 技術革新や課題を考慮し、短期・中長期の導入適正を評価し、各エネルギーのポテンシャルを調査する。
- 特に太陽光については、本市の自然条件を考慮し、重点的に調査・検討する。また、賦存量が多い再エネについても同様に重点調査を行う。
- 公共施設への太陽光エネルギーについて今後の積極的導入を視野に入れ提案する。

イ ステークホルダーの影響・効果の分析

- 庁内外のステークホルダー(協力が必要な人や組織)を整理し、計画推進における影響・効果を分析する。
- 再生可能エネルギー促進による雇用創出効果を検討する。

ウ サンプリングアンケートの実施

- 家庭部門約 60,000 世帯から無作為に抽出した 1,000世帯を対象に実施する。
- 事業部門は、市内約 100 事業所に対し実施する。また、排出量が多い事業所は、直接訪問とヒアリングを行い、協力体制を確立する。
- アンケートは紙媒体とインターネット(Logo フォーム)を併用して実施する。

- アンケート項目は、発注者と協議の上決定する。

<作業分担表>

実施項目	発注者	受注者
調査票及び依頼文案の作成		○
調査票等の印刷		○
発送用封筒の準備		○
返信用封筒の準備		○
対象選定及び宛名シールの準備	○	
封緘作業		○
郵送費用負担		○
Logo フォームによるアンケートの作成	○	

エ 導入にあたっての課題の整理

- (1)-ア、イ、ウで整理した各種別の再生可能エネルギーポテンシャルに対し、現状の発電容量、また導入が進んでいない課題を整理する。

オ 課題解決に向けて方向性の整理

- (1)-エで整理した課題を踏まえ、各種別の再生可能エネルギーの最大導入を図るための方向性を整理する。

(2)将来の温室効果ガス排出量の推計

中期目標としての 2030 年度、長期目標としての 2050 年度と設定し、温室効果ガス排出量の推計を行う。推計に当たっては、現状趨勢シナリオ(BAU ケース)、脱炭素シナリオの推計を行う。

(3)脱炭素社会実現に向けた脱炭素シナリオの検討

2050年までの脱炭素社会の実現に向け、本市の特性を考慮し、国の方針に基づいた具体的でわかりやすいシナリオを作成する。市民や事業者理解しやすく、地域課題の解決に寄与する内容とする。

(4)脱炭素シナリオを見据えた再エネ導入目標の検討

本市の特性を活かし、地域課題の解決を目指した再生可能エネルギーの導入を検討する。2030年の中期目標は既存技術での導入を目指し、2050年の長期目標は技術革新を見据えた意欲的な目標を設定する。

(5)再生可能エネルギー拡充等に向けた取組の検討

- 短期的には導入拡大、中期的には地域課題解決を図り、長期的には研究・調査を通じて地域再生可能エネルギーを拡充する具体的施策を提案する。
- 地域脱炭素化促進事業の促進区域設定も検討し、関係者との調整を行う。
- 各施策の事業費及び域内波及効果額を推定する。

(6)区域施策編策定にあたり他に注力すべき取組の検討

- 再エネ導入以外の脱炭素目標を積極的に検討し、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」という。)に基づく施策と目標を設定する。
- 特に省エネ推進は再エネ拡大と同等以上の重要性を持つものとして検討する。

(7)計画の進行管理に資する KPI(重要達成度指標)設定の検討

計画の進捗を部門・分野ごとに指標化し、温室効果ガス排出量の将来推計に活用する。指標は国の公表値を基にし、定期的に更新する。

(8)地球温暖化対策実行計画懇話会(仮)等の開催

- 地域の関係者と合意形成を図るため、『箕面市地球温暖化対策実行計画懇話会(仮)(以下、「懇話会」という。)]及び庁内組織である『箕面市地球温暖化対策実行計画庁内会議(仮)(以下、「庁内会議」という。)]等の開催支援を行う。

- 懇話会には市内のステークホルダーのほか、外部有識者を招聘する。なお、参加者の報償費や旅費は受託者負担とする。(2回程度開催予定・行政以外の参加者5名前後)
- 懇話会の開催に際し、全回出席し、資料提供、作成、会議運営の支援及び議事の記録を行うものとし、議事の記録は後日速やかに提出する。
- 庁内会議の開催に係る資料提供、作成、会議運営の支援を行う。

(9)区域施策編素案の作成

5(1)～(8)全業務の結果を基に、温対法第21条第3項各号に掲げるものを定める区域施策編及び概要版の素案を作成する。

また、調査結果等によっては、さらに同条第5項各号に掲げるものを定める場合もある。

(10)パブリックコメントの実施に関する資料の作成

区域施策編素案のパブリックコメントを行うにあたり、公表する資料の作成等を行う。

6 スケジュール

業務・イベント	時期
調査・検討内容等打合せ	令和7年(2025年)6月中旬
基礎調査の実施状況等の報告	令和7年(2025年)8月上旬
導入目標・施策、重点対策等案の報告	令和7年(2025年)9月上旬
再生可能エネルギー導入目標等の策定	令和7年(2025年)10月上旬
区域施策編素案の提出、業務完了	令和7年(2025年)1月中旬

※なお、本市では、本業務の成果品をもって、パブリックコメントを実施する予定である。

その際の意見のとりまとめと、それを基にした計画本文、レイアウトやデザインの修正については、業務期間外にあっても対応するものとし、本業務の受託者はその旨を契約書に明記すること。

7 提案書記載要件

提案書の内、様式 24 と様式 25-1～5 には、次の各項目の内容を記載すること。

(1)様式 24:実施方針等

ア 本業務の実施方針及び実施体制

本市の特性と課題を踏まえた業務全体の方針を示し、実施体制と役割分担を提案すること。

イ 業務スケジュール

本仕様書「6. スケジュール」を参照し、具体的な業務スケジュールを提案すること。

(2)様式 25-1～5:特定提案等

各様式に対して、下記テーマに関する提案を記載すること。

- ① 本仕様書5(1)(2)の情報収集及び推計の方法
- ② 本仕様書5(3)～(7)の検討方法
- ③ 本仕様書5(5)及び(6)における「地域課題解決と脱炭素の同時実現」に向けた具体的取組案とその検討方法
- ④ 本仕様書5(8)の開催支援の方法
- ⑤ 区域施策編策定に関するその他独自の取組

8 業務体制

受託者は、本業務を円滑に遂行するため、統括責任者を定め、市に届け出るものとし、業務全般にわたって、業務管理を行わなければならない。

9 業務計画

受託者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成のうえ、市へ提出し承諾を得ること。なお、記載内容に変更が生じた場合には、理由を明確にしたうえで、速やかに変更業務計画書を提出し、承諾を得ること。

10 打合せ及び記録

受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、市と定期的に打合せを行い、業務の進捗状況の確認と今後の業務に必要な事項等を協議すること。また、受託者は協議内容を記録したうえで速やかに市に提出すること。

11 資料の貸与

業務の実施にあたり、必要となる資料等は原則貸与するが、紛失、汚損しないよう取り扱うこととし、本業務の目的以外に使用してはならない。また、業務遂行後資料が必要なくなったときは、速やかに市へ返却すること。

12 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたり、市に次の書類等を提出しなければならない。

- ① 業務委託契約にかかる必要書類
- ② 本仕様書に定める成果品
- ③ 請求書
- ④ その他、市が求める資料

13 成果品

(1) データや図表、イラスト及び写真等を盛り込み、市民や事業者にとって分かりやすく、デザイン性に優れたものとなるよう工夫すること。

(2) 原稿データについては、市の担当者も修正できるようなフォーマットで作成すること。

(3) 成果品及び提出部数は次のとおりとする。

- ① 区域施策編 3部
- ② 区域施策編(概要版) 3部
- ③ ①及び②の原稿データ及び業務に用いた各種統計資料等データー式(DVD-R等で提出)

④ 打合せ記録(各回、随時)

14 納品場所

箕面市 みどりまちづくり部 環境動物室

15 権利関係

- (1)本業務の成果品の著作権等はすべて市に帰属するものとし、市の承認を受けずに他へ公表、貸与または使用等をしてはならない。なお、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由により修正が必要となった場合は、速やかに必要な措置を講じるものとし、これに要する経費は受注者が負担するものとする。
- (2)本業務の履行にあたって、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

16 支払方法

完了検査後一括払いとする。

17 その他

- (1)受託者は、業務の実施にあたって関係法令及び条例を遵守すること。
- (2)本業務は、環境省補助事業である「令和6年度(補正予算)及び令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」を活用して行うため、同補助事業の趣旨を理解し、同補助事業の交付規定及び公募要領等に基づき実施するとともに、市と協議のうえ決定した納期についても厳守すること。また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律についても十分に理解した上で業務を実施すること。
- (3)業務遂行上不明な点は、市に報告し、その指示に従うこととする。
- (4)本業務のすべてを特定の業者に再委託してはならない。また、一部を再委託する場合は、あらかじめ受託者に再委託に係る承諾書を提出し、委託者の承認を得るとともに、再委託に関する全ての責任は受託者が追うこととする。

- (5) 成果品は、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (6) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は疑義のある事項については、発注者と協議の上、決定する。